平成２２年（フ）第１２５号
鹿児島県姶良郡湧水町般若寺270番地１
債務者　西田　仲次
１　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山口　政幸
４　破産債権の届出期間　平成22年10月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月22日午前10時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第２５６号
福島市御山字清水尻45番地の３
債務者　長澤　裕子
１　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　芳喜
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月25日午前10時
５　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２２５７号
横浜市磯子区東町18番８―313号
債務者　新藤　啓子
１　決定年月日時　平成22年９月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　織田　慎二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月26日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３８号
岩手県上閉伊郡大槌町大町10番７号
債務者　金崎　裕子
１　決定年月日時　平成22年８月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　亀山　　元
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月29日午後１時40分
５　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
盛岡地方裁判所遠野支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３３０号
函館市富岡町１丁目30番13―101号
債務者　白畑　　恵
１　決定年月日時　平成22年９月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３５７号
函館市山の手１丁目21番13号
債務者　水岡　隆志
１　決定年月日時　平成22年９月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３６６号
函館市銭亀町210番地210
債務者　原子祐美子
１　決定年月日時　平成22年９月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３７２号
北海道二海郡八雲町宮園町128番地２
債務者　阿部さとみ
１　決定年月日時　平成22年９月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３９４号
函館市時任町６番11号
債務者　中村　修二
１　決定年月日時　平成22年９月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３９７号
函館市深堀町６番６―103号
債務者　北村　　浩
１　決定年月日時　平成22年９月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４０３号
函館市上湯川町53番26号
債務者　大坂　タカ
１　決定年月日時　平成22年９月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４０５号
函館市中島町35番28号
債務者　工藤　和彦
１　決定年月日時　平成22年９月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４０６号
函館市美原５丁目27番４号
債務者　七原　英子
１　決定年月日時　平成22年９月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２３１１号
愛知県春日井市八光町３丁目17番地　第２カーサＥＮＳＨＯ３―Ａ号
債務者　常盤真理子
１　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６３号
和歌山県田辺市新庄町3042番地の44　内之浦団地１―３―16
債務者　森　　雅夫
１　決定年月日時　平成22年９月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第４１号
岩手県宮古市泉町１番４号　コーポ坂庄Ｄ―５
債務者　三浦　健彦
１　決定年月日時　平成22年９月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月12日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２２年（フ）第４２号
岩手県宮古市泉町１番４号　コーポ坂庄Ｄ―５
債務者　三浦　紗樹
１　決定年月日時　平成22年９月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年11月12日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部